

“特定能力”をもつ 看護師の新たな役割と その人材育成



高齢社会の到来により患者数が増加し、医師、看護師をはじめとする医療従事者の数が不足することが懸念されています。この問題を解決するには、数少ない医療従事者で効率よく患者に対応するチーム医療の実践が欠かせません。

厚生労働省もチーム医療推進のための議論に乗り出しています。なかでも看護職には職種間をつなぐキーパーソンとなることが期待され、そのための看護師業務の在り方が検討されてきました。看護師の業務範囲拡大に向けて、より高度な医療知識・技能をもち、医師の包括的指示のもとで特定の医行為を行うことのできる看護師の養成について議論が進んでおり、すでに試行事業として人材の育成や業務の実施が行われています。

本特集ではまず、当初の「特定看護師（仮称）」から現在の「看護師の特定能力認証制度（案）」に至る、これまでの議論の流れを振り返り、そのうえで、養成調査試行事業として実際に養成教育を始めている藤田保健衛生大学の様子を紹介します。

注）厚生労働省チーム医療推進会議で検討・提示された「看護師特定能力認証制度骨子（案）」（2011年11月18日）および「特定行為及び看護師の能力認証に係る試案」（2012年8月22日）に示される特定行為を実施することができる看護師を、本特集では便宜上、認証看護師という。それ以前については議論当時の名称を用いている。